

保険外併用療養費（選定療養費） Q&A

Q1 なぜ選定療養費を支払わなければいけないのですか？

A1	<p>現在、一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。国は、病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、他の保健医療機関等からの紹介なしに、一般病床が 200 床以上の専門的かつ高度な医療を提供する病院を受診した患者さんについては、自己の選択に係るものとして、選定療養費を徴収することができると決めました。</p> <p>まずはお住まいの地域のかかりつけ医（開業医）を受診していただき、必要に応じて紹介を受けてから受診していただきますようお願いいたします。</p> <p>また、地域医療支援病院では初診時医科 7,000 円、歯科 5,000 円以上の徴収が義務付けられています。（令和 4 年 10 月改定）</p>
----	---

Q2 地域医療支援病院とは何ですか？

A2	<p>紹介患者さんに対する医療の提供等を積極的に行ない、かかりつけ医等を支援する機能を備えた病院として都道府県知事より承認を受けた病院です。</p> <p>主な役割は、急性期の治療や専門スタッフによる治療、精密検査などを一定期間集中的に実施することです。病状が安定した患者さんには、その方のかかりつけ医や近隣の医療機関を紹介させていただきます。そうすることで患者さんの通院や待ち時間などの負担を減らしながら、もしも必要があれば再度当院を紹介していただき、切れ目のない医療を提供させていただきます。</p>
----	--

Q3 初診とはどのような方が該当しますか？

A3	<p>初診とは、「新たな傷病に対する診療」を指し、国により主に次のいずれかに該当する方と定められています。</p> <ul style="list-style-type: none">①当院を初めて受診する方②当院受診歴があっても、その傷病に係る診療が終了している方③当院での診療を任意で中止し、1ヶ月以上経過した後に診療を受ける方 <p>また、当院かかりつけであっても、かかりつけ以外の診療科に受診される場合は「新たな傷病に対する診療」となり『初診』の扱いとなります。</p> <p>（令和 4 年 10 月改定）</p>
----	--

Q4 紹介状を持参しないと選定療養費がかかりますか？

A4	はい。医師同士の口頭だけの紹介では紹介受診扱いにすることができません。当院へ受診する際はかかりつけ医へ必ず紹介状の作成を依頼してください。
----	---

Q5 どのような場合でも初診であれば選定療養費はかかりますか？

A5	<p>はい。原則、初診患者さんは選定療養費がかかります。 ただし、当院では次に該当する場合は、選定療養費の対象外としております。</p> <ul style="list-style-type: none">①救急車、ドクターヘリで来院された方②労働災害、公務災害、通勤災害での診療の方③国の公費医療負担制度（生活保護・指定難病等）を受給している方④新潟県の重度心身障害者医療費助成を受給している方（県障）⑤院内紹介された方⑥災害により被害を受けた方⑦特定健康診査、がん検診等の結果により医療機関宛の紹介を持参された方 <p>※市町村の子ども医療費助成は国の公費医療ではありません （令和4年10月改定）</p>
----	---

Q6 数年前に風邪で受診したことがあり、診察券も持っています。再診になりますか？

A6	今回の質問は「A3」の「②」により、再診ではなく初診となります。再診とは、継続して通院している方や、次回の予約がある方、あるいは前回受診と同様の症状で1か月以内に受診に来られた方などを指します。
----	---

Q7 同時に2つ以上の診療科を紹介状なしに初診として受診する場合、選定療養費も受診する診療科の分だけがかかりますか？

A7	はい。選定療養費はそれぞれの診療科で選定療養費を徴収します。ただし、保険給付（診察料）から一定額を差し引き致します。 （令和4年10月改定）
----	---

Q9 保険給付からの一定額の差し引きとはなんですか？

A9	<p>紹介状を持たずに受診し、選定療養費をご負担いただく場合は、以下の金額を保険給付から差し引く取り扱いとなります。</p> <p>○初診：医科 2,000 円、歯科 2,000 円 （初診料から 200 点を控除（1 点＝10 円））</p> <p>○歯科：医科 500 円、歯科 400 円 （再診料から医科 50 点、歯科 40 点を控除（1 点＝10 円））</p>
----	---

Q10 救急外来を受診する場合には、選定療養費はかかりますか？

A10	<p>はい。一般外来、救急外来に関係なく対象となる方は選定療養費がかかります。当院は、地域医療支援病院であると共に、救命救急センターでもあり重症患者さんが優先的に救急搬送されます。地域医療の機能分担の観点から、一般の患者さんには、休日・夜間を含む終日において、選定療養費をご負担いただきます。ただし、救急車及びドクターヘリで搬送された場合は対象外です。</p>
-----	--

Q11 子どもが受診する場合でも、選定療養費はかかりますか？

A11	<p>はい。市町村から配布された子供医療費助成制度や、県親助成制度をお持ちの場合であっても選定療養費の対象となります。国の公費をお持ちの場合など、対象外となる場合もあります。A5 を参照ください。</p>
-----	--

Q12 高齢者であっても選定療養費はかかりますか？

A12	<p>はい。制度上、年齢による区別はされていないため、高齢者であっても対象となります。</p>
-----	---

Q13 他の病院にかかる時も選定療養費はかかりますか？

A13	「A1」のとおり一般病床が200床以上の病院に紹介なしで受診される場合は、選定療養費がかかる可能性があります。各病院で金額を設定されていますので、ご確認ください。また、診療所やクリニックでは選定療養費はかかりません。
-----	--

Q14 かかりつけ医がないのですが…？

A14	かかりつけ医とは、風邪などの日常的な診療や健康管理をしてくれる身近なお医者さんです。患者さんの病状により専門的な検査や入院治療が必要と判断された場合は、適切な病院を紹介します。 かかりつけ医がないという方は、エレベーター前に当院と地域医療連携をしている診療所の一覧を掲示しています。ぜひ一度ご覧ください。
-----	---

Q15 新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、相談センターから日赤を案内された場合でもかかりますか？

A15	はい。受診していただくことは可能ですが、保険医療機関等の紹介状をおもちではないため、選定療養費を徴収させていただきます。受診を希望される場合は事前に電話相談をお願いします。
-----	--